

地元企業への発注について

～補助金を申請するみなさまへ～

北九州市では、市内経済の活性化と地元企業の育成を図るため、「北九州市中小企業振興条例」に基づき、地元企業への優先発注を行い、地元企業の受注機会の増大に努めています。

そのため、補助金の対象事業も、本市の施策に準じて、地元企業への発注を原則とします。(令和5年4月1日施行)

☆対象となる補助事業

- ①中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金
- ②商店街空き店舗の有効利用に関する補助金
- ③商店街賑わいづくり支援事業補助金

☆対象となる経費

- ①、②・・・工事費、備品の購入経費
- ③・・・・・・工事費、会場関係費

☆ただし、次の場合は本制度の例外となります。

- ア 既存の設備等の修繕や改修で他の事業者では対応できない場合
 - イ 特殊な技術や経験、知識を要するなどにより市内事業者では対応できない場合
 - ウ 市外の事業者からしか調達できない備品等を購入する場合
 - エ その他、工事や業務の性質上、特定の事業者に発注せざるを得ないと市長が認める場合
- ※内容により個別の判断となりますので、詳しくはご相談ください。

補助金の申請には事業実施前の**事前手続が必要**です。

まずは、「サービス産業政策課」へご相談ください！

【問い合わせ先】

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課

電話番号 093(582)2050

電子メール san-service@city.kitakyushu.lg.jp